

ハンディキャブ関連の規程・会則等を改訂しました

ハンディキャブだより



昨年八月の「セダン運行」(運転者の自家用車を使用して行う運行)開始を受けて、ハンディキャブ活動に関する規程・会則の改訂を行いました。その要旨を紹介します。

《ハンディキャブボランティア号運営規程》

1. 名称を「ハンディキャブ運営規程」に変更
2. ハンディキャブ運行を「福祉車両運行」と「セダン運行」に分類

《ハンディキャブボランティア号一般運行利用者の会会則》

1. 名称を「ハンディキャブ利用者の会会則」に変更
2. 「セダン運行」の記事追加

《ハンディキャブボランティア号貸出運行利用者の会会則》

1. 「貸出運行利用者の会」、及び本会則を廃止
2. 代わりに、福祉車両を貸し出す場合の細則「福祉車両貸出細則」を定める

※「貸出運行」について

当協会所有の福祉車両の貸出しを受けて、他の福祉活動団体(例えば、社会福祉協議会障がい者のための施設・団体、市内ボランティアグループなど)が行う運行です。

運行ノウハウ

市民活動サポート補償制度

「広報さがみはら」6月1日号で『市民活動サポート補償制度のお知らせ』が掲載されました。ハンディキャブ活動におけるこの『制度』の適用について補足いたします。

《対象となる活動中の事故》「自宅出発」～「自宅帰着」の間に発生した損害賠償責任事故と傷害事故が対象。但し、車両に関係する事故を除く。

《申請方法》出来るだけ早く「緊急時の連絡先」に連絡。事故対応責任者は、当事者と一緒に「事故報告書」等の書類を作成し、相模原市窓口へ申請。
※詳細は、市ホームページで「市民活動サポート補償制度」を検索して、『手引き』を閲覧してください。

この度運転者として参加しました徳田です。三年ぶりに前「いるかバンク」に登録したことが、私のボランティア活動の出発点です。毎月送られてくる「いるかバンク通信」の記事で、相模原ボランティア協会のハンディキャブ活動を知りました。運転免許の資格を生かせることで、この活動に参加するのを決めました。

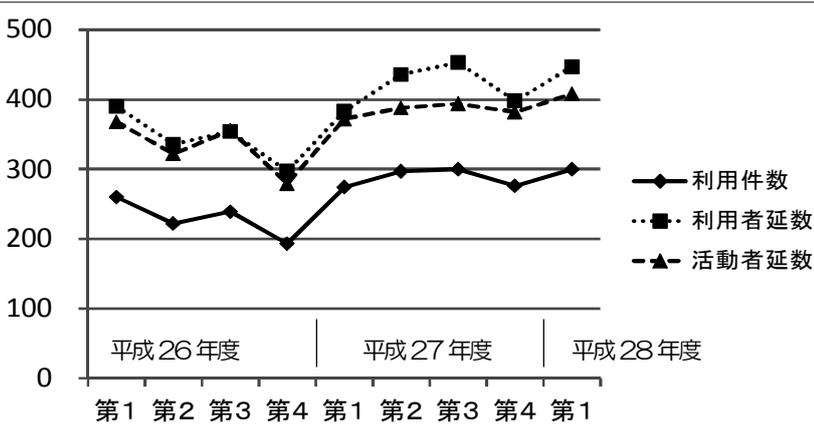
仲間
楽しく活動して行く
徳田耕一



運行実績

平成28年度第1四半期 “一般運行実績” まとまりました

第1四半期では、「セダン型」運行(運転者の自家用車を使用する運行)の利用件数の割合は28%でした。



車両整備

十号車のスペアタイヤ脱着用レンチとして、運転者の東原さんが利便性の良いものを提供してくれたことになりました。

そのレンチを後部右側角の工具収納ボックスに入れられました。十号車の運転者の皆さん、一度試してみてください。



スペアタイヤのレンチ